別表二の十七の二の項添付情報欄ロ⑵を同欄ロ⑶とし、同欄ロ⑴の次に次のように加える。

⑵　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律第百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第百二十七条の二十七第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報

第五条　農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表の十七の四の項添付情報欄ロ⑵を同欄ロ⑶とし、同欄ロ⑴の次に次のように加える。

⑵　当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十七条の二第一項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第百二十七条の二十七第三項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七条の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報

附　則

この政令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
法務大臣　千葉　景子

府　令

○内閣府令第一号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）第六十一条の規定の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第六号、第百十九条第五項及び第百六十一条の二第二項の規定に基づき、金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年一月二十二日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部改正）

第一条　次に掲げる府令の規定中「第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）」を削る。

一　金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第六条第二項

二　金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）第六十八条第三項

三　金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十三号）のうち金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十七条に十項を加える改正規定中同条第五項に係る部分

（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部改正）

第二条　金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条のうち金融商品取引業等に関する内閣府令第百十七条に十項を加える改正規定中同条第十五項に係る部分中「第六十九条第二項第一号イ（同法第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）」を削る。

附則第一条第五号中「、同令第二百七十五条第一項第二十五号及び第二十七号の改正規定並びに同令」を「並びに同令第百五十三条第一項第三号、第二百七十五条第一項第二十五号及び第二十七号並びに」に改める。

附　則

この府令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、第二条中金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令附則第一条第五号の改正規定は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第一号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の七第一項の規定に基づき、次の団体を認定したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

団体の名称	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
所在地	東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番地13号　第三証券会館
認定を受けた日	平成22年１月19日
業務の概要	１．対象事業者の行う第一種金融商品取引業（登録金融機関業務のうち第一種金融商品取引業に相当する業務を含む。以下同じ。）に係る金融商品取引法第79条の12の規定による苦情の処理 ２．対象事業者の行う第二種金融商品取引業に係る金融商品取引法第79条の13の規定によるあっせん ３．上記に掲げるもののほか、対象事業者の第二種金融商品取引業に関する業務の健全な発展又は投資者の保護に資する業務

○法務省告示第三十号

東京都品川区役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年一月二十二日

法務大臣　千葉　景子

東京都品川区上大崎二丁目六百六番地

荒井峰次郎

○法務省告示第三十一号

岡山県高梁市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年二月二十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、高梁市役所又は岡山地方法務局高梁支局に照会すること。

平成二十二年一月二十二日

法務大臣　千葉　景子

岡山県川上郡成羽町大字上日名二千五百六十五番地

笠原　秀一

○法務省告示第三十二号

広島県東広島市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十二年二月二十二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、東広島市役所又は広島法務局東広島支局に照会すること。

平成二十二年一月二十二日

法務大臣　千葉　景子

広島県豊田郡大河村大字下河内百二十三番地ノ二

下田秀太郎